

(様式第21号)

構造設備の自主検査結果届出書

年 月 日

松本保健所長 殿

開設者住所

開設者氏名

印

医療法第27条の規定に基づく使用許可申請を行うにあたり、自主検査を実施しましたので、次のとおり届出します。

- 1 病院（診療所、助産所）名
- 2 病院（診療所、助産所）所在地
- 3 自主検査実施年月日 平成 年 月 日
- 4 実施者等
 - (1) 検査実施者 所属（役職等）
氏 名 印
 - (2) 検査立会者 所属（役職等）
氏 名 印

5 検査実施内容

構造設備の区分	根拠法令	検査結果	写真番号	摘要
(例) 各科専門の診察室	医療法施行規則第20条第1号	適・否		

- (注) 1 「構造設備の区分」欄には、該当する構造設備のみ記載する。
- 2 「検査結果」欄には、構造設備の基準に対する適否の状況を記載する。
- 3 検査の実施にあたっては、構造設備基準を定めた根拠法令、別添検査項目確認表等を参照する。
- 4 検査を実施した施設に係る変更前の平面図と変更後の平面図及び各施設の完成状況が確認できる写真を添付する。
- 5 開設者の変更による形式的な新規開設の場合は、検査対象となる構造設備が医療法第7条第1項若しくは第2項の許可又は医療法第8条若しくは医療法施行令第4条第3項の届出に係る内容と相違なく、かつ、必要な基準を満たし、実際に使用可能な状態にあることを確認した旨記載する。

(別添 検査項目確認表)

	構造設備名称	検査基準
	診察室	診療科ごとに専用の診察室を有していること。 ただし、1人の医師が同時に2以上の診療科の診療にあたる場合その他特別な事情がある場合を除く。
	処置室	診療科ごとに専用の処置室を有していること。 ただし、場合により2以上の診療科で兼用し又は診察室と兼用することができる。 兼用する場合は、適切な処置、患者のプライバシーの保護ができる構造であること。
	臨床検査施設	血液、尿、喀痰、糞便等について、通常行われる臨床検査に必要な設備が設けられていること。 火気を使用する場所には、防犯上必要な設備が設けられていること。 (検体検査の業務を委託する場合、当該検査に係る設備を設けないことができる。 なお、夜間救急時の検査体制が確保されていること。生理学的検査に係る外部委託は認められない。)
	調剤所	採光及び換気が十分で、かつ、清潔が保たれていること。 冷暗所が設けられていること。 調剤に必要な器具を備えていること。
	消毒施設	蒸気、ガス若しくは薬品を用いて入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行う施設が設けられていること。 ・寝具……………布団、毛布、シーツ、枕、包布等 ・消毒を行う施設…蒸気消毒装置、ホルムアルデヒド、ガス消毒装置等 病室、食堂、調理室又は配膳室から相当の間隔を保って設けられていること。 (繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合は、当該業務に係る設備を設けないことができる。)
A	給食施設	入院患者のすべてに給食することのできる施設を有していること。 調理室の床は、耐水材料で作られ、洗浄及び排水又は清掃に便利な構造となっていること。 証明及び換気が十分であること。 食器の洗浄消毒設備が設けられていること。 ウイルス伝染の危険のある患者の用に供した食器について他の患者の食器と別個に消毒する設備となっていること。 食品貯蔵庫は、衛生上安全な構造となっていること。 手洗設備が設けられていること。 給食関係職員の専用便所が設けられていること。 (調理業務又は洗浄業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができるが、加熱等の調理作業に必要な設備については設けなければならない。)
	洗濯施設	(寝具類の洗濯の業務を委託する場合、当該業務に係る設備を設けないことができる。)
	分べん室*	清潔を保持できる構造であること。(*産婦人科(産科)を有する病院、助産所が対象)
	新生児入浴施設*	沐浴室及び浴槽を有していること。 沐浴室は専用であることが望ましいが、分べん室等と適宜仕切られるような構造であってもよい。 清潔を保持できる構造であること。(*産婦人科又は産科を有する病院対象)
	機能訓練室*	必要な機械・器具を有していること。 病院にあっては1室40㎡以上の面積を有していること 診療所にあっては機能訓練を行うために十分な広さを有していること (平成13年2月28日までに医療法上の開設許可を受けている病院の建物(基本的な構造が完成しているものを含み、平成13年3月1日以降増築又は全面的に改築されたものは除く。)については、機能訓練を行うために十分な広さを有していること。(*療養病床を有する場合のみ対象)

A	談話室*	療養型病床群の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。（*療養病床を有する場合のみ対象）
	食堂*	療養病床の入院患者1人につき1㎡以上の広さを有していること。 （*療養病床を有する場合のみ対象）
	浴室*	身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。 （*療養病床を有する場合のみ対象）
	診療の用に供する電気、光線、熱蒸気又はガスに関する構造設備	危害防止上必要な措置を講ずること。
	機械換気設備	感染症病室、結核病室又は病理細菌検査室の吸気が風道を通じて病院又は診療所の他の部分へ流入しないようにすること。
	患者の使用する屋内の直通階段*	患者の使用する屋内の直通階段が2以上設けられていること。 ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は第2階以上の各階における病室の床面積の合計が、それぞれ50㎡（主要構造部が耐火構造であるか又は不燃材料で造られている建築物にあつては100㎡）以下のものについては患者の使用する屋内の直通階段を1とすることができる。 階段及び踊り場の幅は内法1.2m以上、けあげは0.2m以下、踏面は0.24m以上となっており、適当な手すりが設けられていること。 （*病院、10床以上診療所又は療養型病床群を有する診療所で第2階以上の階に病室を有するものが対象）
	入所する母子の使用する屋内の直通階段*	入所する母子の使用する屋内の直通階段が設けられていること。 （*第2階以上に入所室を有する助産所が対象）
	避難階段*	避難に支障がないように2以上の避難階段が設けられていること。 ただし、建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とした場合は、その数だけ避難階段の数に算入することができる。 （*病院、10床以上診療所、療養型病床群を有する診療所又は助産所で第3階以上の階に病室を有するものが対象）
	患者が使用する廊下	病院の廊下の幅は、内法1.8m以上（両側居室の廊下は2.1m以上） ただし、精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法1.8m以上（両側居室の廊下は2.7m以上） （平成13年2月28日までに医療法上の開設許可を受けている病院の建物（基本的な構造が完成しているものを含み、平成13年3月1日以降増築又は全面的に改築されたものは除く。）については、内法1.2m以上（両側居室の廊下は1.6m以上）であること。） 診療所の廊下の幅は、内法1.2m以上（両側居室の廊下は1.6m以上）
	消毒設備*	一般の消毒施設のほかに必要な消毒設備を有すること。 （*感染症病室又は結核病室を有する場合に対象）
歯科技工室*	防じん設備及び防火設備が設けられていること。 （*歯科技工室を有する病院、診療所が対象）	
防火設備	火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。 消火用の機械又は器具を備えること。	
B	病室*	病室としての使用許可を受けたあと、工事等により床面積等の変更が行われていないことを前回申請時の図面等を照合し確認すること。 （*工事を伴わない病室内病床数の減少を行う場合に対象）
	手術室	手術室としての使用許可を受けたあと、工事等により構造設備の変更が行われていないことを前回申請時の図面等と照合し確認すること。

B	診療放射線に関する構造設備	当該構造設備としての使用許可を受けたあと、工事等により診療放射線装置等の使用室（貯蔵施設等を含む。）の変更が行われていないことを前回申請時の図面等と照合し確認すること。 また、管理区域の標識や注意事項等の設置状況について、前回申請時の図面等と照合し確認すること。 エックス線装置等の更新、増設の場合には、放射線漏洩量の実測を管理区域において実施し、結果を添付すること。
	入所室*	入所室としての使用許可を受けたあと、工事等により床面積等の変更が行われていないことを前回申請時の図面等を照合し確認すること。 （*助産所対象）
C	形式的な新規開設の場合の構造設備*	検査対象となる構造設備が医療法第7条第1項若しくは第2項の許可又は医療法第8条若しくは医療法施行令第4条第3項の届出に係る内容と相違なく、かつ、必要な基準を満たし、実際に使用可能な状態にあることを確認すること。 （*開設者の変更による形式的な新規開設が対象）

A 原則的に自主検査が可能な構造設備

B 構造設備の変更を伴わない場合に自主検査が可能な構造設備（エックス線診療室及び診療用放射線使用室等に変更がなく、エックス線装置等のみの更新又は増設である場合を含む。）

C 開設者が変更されることに伴い、形式的に新規開設となる場合であって、何ら実質的な変更を生じないものと認められる場合